

(答申第47号)

答 申

映像又は音声の記録を伴う事務を行う場合において、個人情報と併せて記録しなければ当該事務を行うことができない事情があるときに、個人情報を本人以外から収集することは、個人情報の本人収集原則の適用除外事項（岐阜県個人情報保護条例第6条第3項第7号）に該当し、適当と認めます。

記

○岐阜県個人情報保護条例第6条第3項第7号 類型化事項

類型	本人以外から収集する理由
映像又は音声の記録を伴う事務を行う場合において、個人情報と併せて記録しなければ当該事務を行うことができない事情があるとき。	記録に写り込み、又は入り込むことを実施機関が容易に認識し、又は予測できない不特定又は多数の者の個人情報は、本人から収集し、又は本人の同意を得て収集することが困難であり、これを除いて当該記録を行うことも技術的に困難である。このような事情の下で、本人から収集しなければならないとすることは、当該記録を円滑に行うこと自体を困難なものとし、事務の目的の達成に支障が生じるため。